

第3号様式
(第10条関係)

是正又は改善結果報告書

監査の対象となる事業者及び放課後児童クラブの名称	社会福祉法人誠友会 汐見が丘児童クラブ
監査実施年月日	令和5年11月9日(木)
是正又は改善結果報告書提出年月日	令和6年1月4日(木)
事 項	内 容
運営規程に定める開所時間について	閉所予定時間前に全児童の保護者への引渡しが完了した際でも、運営規定に定める時間まで職員は必ずクラブに残り事務等の業務をすることとした。